

大阪府営公園の活用に関する「サウンディング型市場調査」 質問への回答

質問者	質問	回答
■サウンディング型市場調査に関する質問		
1	入場料、参加費、売り上げ、駐車場代等は事業者の収益と考えて良いのか。	提案内容により判断することになりますが、収益の一部を府に還元する提案なども期待します。
2	① 様式4対話シートに枚数制限はありますか？ ② 事業化に向けては、収益性の高いもの、大阪府への使用料等の支払いが大きいものが優先されますか？	① 特に枚数制限は設けておりませんが、対話シートの記載内容は概要で結構です。具体的な内容は対話時に追加資料等にてご説明をお願いします。 ② 事業化に向けては、事業効果や制度改正の必要性、府への収入などを総合的に勘案して判断します。
■山田池公園についての質問		
3	① 多目的広場へのクルマの進入を可能に出来ないか。 ② 花しょうぶ園でのアルコールを含め飲食を可能に出来ないか。 ③ 自主事業施設建設のため、一部公園内樹木の伐採を行いたいが可能か。 ④ 公園内のインフラ施設(電気・給水・排水設備)を、示して頂くことは可能か。 ⑤ 駐車場内に、自主事業施設を建設することは可能か。	① 提案内容によりますが、多目的広場の一部(今回候補箇所)については車での進入(にぎわい施設専用駐車場の確保)を想定しております。なお、第1・第2駐車場満車時には多目的広場を臨時駐車場として使用することがありますので、今回の候補箇所は多目的広場の一部の約0.4haを上限としています。 ② 花しょうぶ園においては、現在飲食を不可としておりますが、適切な対策を講じた場合は緩和されるケースもあり得ると考えています。 ③ 提案施設の内容を踏まえて上で判断しますが、一部公園内樹木の伐採は可能です。 ④ 提案内容により、必要な場合はお示しすることは可能です。 ⑤ 可能です。ただし、ご提案いただいた内容や施設の規模等により、制約がかかる可能性があります。
4	① 多目的広場に“にぎわい施設”を設置する場合、事業者が当該施設利用者専用の駐車場も併せて設置するのですか。※ 旧工区事務所の利活用のケースも同様 ② 多目的広場は、行楽シーズンの臨時駐車場として使用されており、“にぎわい施設”設置後は、臨時駐車スペースが減少しますが、公園内の別の場所に、大阪府が駐車場を増設する予定はありますか。 ③ “にぎわい施設”(建物)周辺の緑化や屋外飲食スペース、プランターの設置など、公園と調和した空間整備に資するものを設置する場合、「久宝寺緑地便益施設設置管理運営事業者募集」では、設置許可使用料は不要でしたが、同様の理解でよろしいですか。 ④ 旧工区事務所の利活用について、残存する建物は使用できますか。建物は、大阪府が撤去するのですか。 ⑤ 残存する建物をリノベーションして使用する場合、建物自体は設置していませんが、この場合の公園施設使用料の取扱いはどうなりますか。 ⑥ 残存する建物をリノベーションして使用する場合、事業期間(許可期間)満了後は、どの程度の原状回復が必要ですか。	① 施設設置事業者による設置を想定しています。 ② 臨時駐車場の増設が必要となる場合は、府において検討します。 ③ 公募条件は案件毎に異なる場合があります。提案内容により、今後検討していきます。 ④ 旧工区事務所の残存建物は原則、事業者による撤去を想定していますが、撤去せずに使用することも可能です。 ⑤ 残存建物を撤去せずに使用する場合に使用料を徴収することは想定していませんが、事業期間終了後は事業者により撤去していただきます。 ⑥ 残存建物を使用する場合、事業終了後は事業者により撤去していただきます。
■大泉緑地についての質問		
5	① 自主事業施設建設のため、一部公園内樹木の伐採を行いたいが可能か。 ② 公園内のインフラ施設(電気・給水・排水設備)を、示して頂くことは可能か。 ③ 駐車場内に、自主事業施設を建設することは可能か。	① 実施要領に基づく「大泉緑地のもり」に親しめるプログラムの提案に適合していると判断されれば、一部公園内樹木の伐採は可能です。 ② 提案内容により、必要な場合はお示しすることは可能です。 ③ 可能です。ただし、ご提案いただいた内容や施設の規模等により、制約がかかる可能性があります。
6	第一駐車場及び第二駐車場の一部の府道及び中央環状線沿いでの場所の確保及びCVSとしての出店は可能でしょうか。	可能です。ただし、ご提案いただいた内容や施設の規模等により、制約がかかる可能性があります。ご提案ください。
7	① 事業例で、「駐車場に隣接したエリアに認定こども園を設置」とありますが、認定こども園、あるいは、便益施設等を設置する場合、公園内の設置可能エリアをお示ください。 ② 樹林地内に便益施設等を設置する場合、設置予定地の樹木を伐採することは可能ですか。 ③ 便益施設等を設置する場合のインフラ(電気、水道)も、設置事業者が整備するのですか。 ④ 新たな公園施設を設置した場合、当該設置許可エリア内に存する樹木の剪定、草地の除草等の維持管理は事業者が行うのですか。	① 本調査は、市場性も考慮した上で公園内のどこであれば可能性があるのかも含めて確認したいことから、原則どのエリアでも提案可能です。事業例はあくまで例を示したものですので、事業者においてご検討いただき、ご提案ください。 ② 実施要領に基づく「大泉緑地のもり」に親しめるプログラムの提案に適合していると判断されれば、一部公園内樹木の伐採は可能です。 ③ 設置事業者により整備していただきます。 ④ 設置許可エリア内の維持管理については事業者にて行っていただきます。
■許認可や関係法令に関する質問		
8	実施要領P8(2)に「以下の制度を想定していますが、必ずしも限定するものではありません。」とありますが、どんなケースを想定していますか？ 例えば、公園の設置目的に合ったサービスを提供する場合に府への使用料の支払いが減免されることなども考えられますか？	制度については、設置・管理許可に加え、P-PFI制度の活用なども想定していますが、それらを前提とはしていません。個別公園に対する取組みを実施するにあたり、課題や制度改正などが必要とお考えの場合は、それらも併せてご提案ください。